

<介護保険負担限度額について>

介護保険制度では所得が一定額より低い方（非課税）の負担が重くならないように、減額制度が設けられています。減額制度を利用するには申請が必要となっており、各保険者の担当窓口で受け付けております。 ※以後、毎年8月1日で更新となりますので毎年申請が必要です。

利用負担の減額は1～3段階になります。（4段階は非該当になります。）

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方（非課税である方）で老齢福祉年金を受給されている方。 ・生活保護等を受給されている方。
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方（非課税である方）で合計所得金額と公的年金等の収入額が合計80万円以下の方。 かつ、資産、預貯金などの金額が個人で1000万円未満の方。 配偶者が居る場合は2000万円未満の方。
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方（非課税である方）で上記第2段階以外の方。 かつ、資産、預貯金などの金額が個人で1000万円未満の方。 配偶者が居る場合は2000万円未満の方。
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯内に住民税を課税されている方がいる。 ・本人が住民税を課税されている方など。 かつ、資産、預貯金などの金額が個人で1000万円未満の方。 配偶者が居る場合は2000万円未満の方。

負担限度額は以下のようになります。

利用者負担段階	食費	居住費（多床室）
第1段階	300	0
第2段階	390	370
第3段階	650	370
第4段階	1380	840

【申請に必要な物】

- ①申請書（役所、役場の介護保険係の窓口または、各保険者ホームページから入手可能です。）
- ②被保険者（申請者）及び届出者の印鑑
- ① 収入申告書写し（配偶者がいる場合は配偶者分の収入申告も必要です。）

（年金支払額が確認できる通帳写し→本人名前が確認できる見開き、預貯金通帳記帳欄、定期預金欄）、（有価証券）、（投資信託）、（タンス預金※自己申告、資産性のある物）

【申請場所】

・保険者の介護保険係。南幌町が保険者の方は南幌町役場住民課医療介護グループにて申請が可能です。

社会福祉法人等による

利用者負担額軽減制度申請のご案内

社会福祉法人等が提供する基本料金・居住費・食費を軽減する制度です。下記の条件を確認の上、対象となる可能性がある方は申請をお願いします。

【対象となる条件】

○市町村民税非課税世帯の方で次の条件を満たす方

(ただし、生活保護受給者・一部の旧措置入所者は除かれます)

- ①年間収入が単身世帯で 150 万円以下、世帯員が一人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。
- ②預貯金などの額が単身世帯で 350 万円、世帯員が一人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。
- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産が無いこと。
- ④負担応力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑤介護保険料を滞納していないこと。

【申請に必要な物】

①申請書

②被保険者（申請者）及び届出者の印鑑

③収入申告書

② 収入申告書に記載された収入項目及び収入金額がわかる物の写し。(世帯全員分の)

(年金支払額が確認できる通帳写し・本人名前が確認できる見開きと・現在から前年

度 1 月から現在までの分の記帳欄、定期預金欄、有価証券、投資信託、タンス預金

※自己申告、資産性のある物)

<高額介護サービス費制度>平成29年8月～

介護サービスを利用する場合にお支払いただく利用者負担には月々の負担の上限が設定されています。1か月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えた時には、超えた分が払い戻される制度です。

※高額介護サービス費（月の介護保険1割負担分から限度額超えた分が払い戻される制度） こちらについては別途申請が必要です。	
生活保護を受給している方等	高額介護サービス費の上限（月額） 15,000円（個人）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方 ・前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計が 年間80万円以下の方等	高額介護サービス費の上限（月額） 24,600円（世帯） 15,000円（個人）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	高額介護サービス費の上限（月額） 24,600円（世帯）
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	高額介護サービス費の上限（月額） 44,400円（世帯） ※同じ世帯の全ての65歳以上の方 （サービスを利用していない方を含む。）の利用者負担割合が1割の世帯 に年間額（446,400円）を設定
現役並み所得者に相当する方が居る世帯の方。	現役並み所得者 44,400円（世帯）

【申請に必要な物】

- ・サービス利用後（入居後）翌々月程に保険者（保険者が南幌町の方は南幌町から）から申請書が送られてきます。
- ・申請書に必要事項を記入・捺印し、サービス利用をした事業所の領収書を添付して各保険者に申請を行います。

※自宅に申請書が届き不明な点がある場合はご相談ください。